

檔 號：

保存年限：

嘉義市政府 公告

發文日期：中華民國114年1月22日

發文字號：府工使字第1141450173號

附件：如主旨

主旨：公告「嘉義市原有合法建築物防火避難設施改善項目檢討原則一覽表」，自114年2月1日起實施。

依據：原有合法建築物公共安全改善辦法第2條第1項。

公告事項：

- 一、指定本市原有合法建築物防火避難設施改善項目，依旨揭一覽表之規定辦理。自114年2月1日起，本市建築物辦理公共安全檢查簽證及申報，應依該表列規定檢討改善。
- 二、指定應改善項目為：
 - (一)內部裝修材料。
 - (二)避難層出入口。

市長黃敏惠

裝

訂

線

嘉義市原有合法建築物防火避難設施改善項目檢討原則一覽表

中華民國 114 年 1 月 22 日府工使字第 1141450173 號公告

中華民國 114 年 2 月 1 日起實施

改善項目		建築物使用類組		A類		B類				C類		D類					E類	F類				G類			H類	
		A1	A2	B1	B2	B3	B4	C1	C2	D1	D2	D3	D4	D5	E	F1	F2	F3	F4	G1	G2	G3	H1	H2		
1. 防火區劃	(1)面積區劃	(1)-1 十層以下樓層	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		(2)-2 十一層以上樓層	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(2)特定用途空間區劃		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(3)垂直區劃	(3)-1 挑空部分		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		(3)-2 電扶梯間		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		(3)-3 昇降機間		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		(3)-4 垂直貫穿樓地板之管道間及其他類似部分		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(4)層(戶)間區劃		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(5)貫穿部區劃		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(6)地下建築物	(6)-1 與地下建築物連通區劃		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
(6)-2 地下建築物本體區劃		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
(7)高層建築物區劃		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
(8)防火區劃之防火門窗		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
2.非防火區劃分間牆		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3.內部裝修材料		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
4.避難層出入口		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
5.避難層以外樓層出入口		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
6. 走廊	(1)一般走廊		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	(2)連續式店鋪商場之室內通路		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
7. 直通樓梯	(1)設置與步行距離		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	(2)設置兩座以上直通樓梯之限制		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	(3)樓梯及平台寬度		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	(4)直通樓梯總寬度		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	(5)改為安全梯或特別安全梯限制		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	(6)迴轉半徑		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
8. 安全梯	(1)室內安全梯		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	(2)戶外安全梯		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	(3)特別安全梯		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
9.屋頂避難平臺		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
10.緊急進口		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

備註
 一、表列「●」各類組建築物辦理公共安全檢查簽證及申報時，應依「原有合法建築物公共安全改善辦法」之規定檢討改善。
 二、表列「○」指建築物辦理公共安全檢查簽證及申報時，仍應檢討符合建築物興建完成或申請建造執照、變更使用執照當時法令規定。
 三、有關宗教類建築物（E類）內部裝修材料之檢討，得依內政部 88 年 8 月 6 日台八八內營字第 8874102 號函規定辦理。